

綾瀬市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市地域福祉計画策定委員会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定のため、綾瀬市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について所掌するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、12人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉関係団体を代表する者
- (2) 社会福祉法人を代表する者
- (3) 民生委員児童委員協議会を代表する者
- (4) 自治会長連絡協議会を代表する者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、計画の策定をもって満了する。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(書面会議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事情がある場合又は会議を招集する必要がないと委員長が認める案件を審議しようとする場合は、委員長は、議事の概要を記載した書面を委員に送付して審議することをもって、委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により行う書面会議に準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。